

申2号「乗務員勤務制度の見直しについて」に関する説明申し入れ(その2)⑤

第23項 短時間行路に乗務する当務主務にとってのメリット・デメリットを明らかにすること。

- ・デメリットといえば、乗務の機会が減るので、乗務手当が減る。
- ・一般職の最上位である主務職として、人材育成するステップが増えることはいいことだと考える。
- ・当務主務は、社員の人事考課はおこなわない。
- ・内勤に入ることは乗務員にとって大きな一歩である。

第24項 支社企画部門社員が平成30年度末ダイヤ改正から短時間行路の乗務を実施するのか明らかにすること。

- ・制度改正以降に支社企画部門へ異動した社員から対象になる。
- ・支社への異動は全く想定できないので、平成30年度末ダイヤ改正時において、支社専用行路を設定できるものではない。しかし、異動を想定したうえで、短時間行路に分割できるような所定行路を作成する。
- ・ダイヤ改正後に支社勤務者において対象者が出れば、所定行路を分割して「変行路」扱いで対応する。

第25項 短時間行路における異常時や突発等に対しての、乗務員手配の順序を明らかにすること。

- ・突発等に対しての乗務員手配は、短時間行路に限らず、現行通り行う。
- ・支社企画部門社員を呼び出すことは稀。対象から外すものだ。
- ・当務主務は早朝乗務するので、異常時でも深徹させず、乗務優先のために休息をとらせるようにする。
- ・突発時の連絡先は支社企画部門社員も、兼務する乗務員区所の当直。

第26項 短時間行路に乗務する指導担当等と当務主務に指定される主務職社員の指定期間・選考の考え方を明らかにすること。

- ・乗務資格を有する指導担当は、全員乗務してもらいたい。
- ・当務主務、計画担当などは適正などを踏まえて現場長が判断する。
- ・乗務する期間は、指導担当は、指導担当に指定されている間。当務主務は当務主務に指定されている間。支社企画部門社員は、後任ができれば替わることはある。
- ・本人希望、適正を踏まえて会社が責任を持って指定していく。

第27項 支社企画部門社員の土休日勤務と休日出勤での乗務についての考え方を明らかにすること。

- ・基本的には平日の乗務とする。
- ・土休日は支社の仕事を見て乗務する場合もあるが、基本的には設定をしない。
- ・フレックスの適用除外となるが、サテライトオフィスなど「変形」でも柔軟性をもたせることはできると考える。
- ・土休日に乗務した場合は、平日に代休を付与することになる。

第28項 短時間行路に乗務する支社企画部門社員の在宅休養時間の考え方について明らかにすること。

- ・在宅休養時間は乗務勤務に適用する。支社企画部門社員は勤務指定なので、規定で縛るものではないが、当然とるべきである。
- ・支社は超勤が多いが、安全を保つことを最優先として、遅くまで残業させない風土づくりをしていく。

その⑥へ続く